

下教学第235号  
平成27年6月4日

下野市立各小中学校長 様

下野市教育委員会教育長 池澤 勤

## 「当たり前」の取組（その3）：規範意識の向上を!!

このたび「栃木県教職員懲戒処分の基準」の一部が改正されました。

つきましては、別添の県教委からの資料「栃木県教職員懲戒処分の基準」の内容を確認して、「当たり前」のことを「当たり前」にやろう!」の観点から服務規律の確保と規範意識の向上に一層努められるようお願い致します。

教職員のふり返り用に、「日常の言動チェックリスト」「体罰等防止のためのチェックシート」をあわせて送付いたします。御活用ください。

- 1 体罰（不適切な言動等を含む）の防止
- 2 わいせつ行為等の禁止
- 3 飲酒運転等交通規則違反（だめ、絶対!）
- 4 個人情報への不適切な取扱い（厳重注意!）

◆交通事故・交通法規違反防止の継続指導

6月1日 改正道路交通法の施行!!

”危険自転車運転の禁止”（14項目）

14歳以上に適用!!

エコプロジェクト 下野市版3S運動の推進を!!

※『節電、節水、節約』を徹底する。

下野市学校教育課

TEL 0285-52-1118